

オンラインを活用したサービス利用規約

本規約は、広島労働局職業安定部需給調整事業課（以下、「需給調整事業課」という。）が主宰するオンラインを利用したサービス（各種オンライン会議、各種オンラインセミナー、各種オンライン研修）（以下「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものです。

（利用者資格）

第1条 需給調整事業課は、本規約に同意した者（以下「利用者」という。）に対して、本サービスの利用を許可する。

第2条 本サービスの利用料は無料とする。ただし、本サービスを利用するための通信機器・通信料等の費用は利用者が負担するものとする。

（利用環境）

第3条 利用者は、以下の環境（端末・接続環境）をもって、本サービスを利用することとする。

- （1） 利用者はウイルス感染等のセキュリティ侵害が発生していない安全な端末を利用すること。
- （2） 利用者端末はインターネットに接続されていること。（秘匿性や安全性が不明なものや接続経路の管理状況が不明な無料のインターネット接続サービス等の利用は禁止する。）
- （3） 利用者端末の OS はサポート期間中のものを用い、本サービスにおいて利用するブラウザやソフトウェアについては、常に最新のバージョンに更新し、最新のセキュリティ対策パッチを適用すること。（サポートが終了した OS を搭載した端末の利用は禁止する。）
- （4） パーソナルファイアウォール（Windows ファイアウォール等）の機能を有効にし、必要なサービスの許可だけを最小限に設定すること。
- （5） 利用者端末にファイル共有ソフト（Winny、Share 等）がインストールされていないこと。また、本サービス利用中に不要なソフトは起動しないこと。
- （6） 利用者端末にウイルス対策ソフト（有償版相当）がインストールされており、また最新のパターンファイルに更新されていること。

（利用の記録等）

第4条 需給調整事業課は、本サービスの運用管理、利用状況の把握及び利用者の利便性向

上のために、本サービスの利用時間帯、サイト等へのアクセス履歴及び利用者が本サービス利用時に使用した端末装置等の識別情報を記録する。

- 2 需給調整事業課は前項の定めにより記録した情報を、個々の端末装置が特定できる形式で公開しないものとする。ただし、法令に基づき、官公庁、捜査機関等から開示又は提供を要求された場合はこの限りではない。
- 3 利用者は、Zoom 等オンライン会議用プログラム（サービス）の利用規約等についても同意したものとする。
- 4 利用者は、本サービス利用時に知り得た情報は、本サービス実施の目的のみに使用し、目的外の利用をしないこととする。

また、利用者は、Zoom 等オンライン会議用プログラム（サービス）が有する機能のうち、需給調整事業課が指定する機能のみを利用することとし、本サービス内容の記録（録音・録画）をいかなる手段でもしないこととする。

（知的財産権等）

第5条 本サービスに係る著作権、商標権その他一切の知的財産権及びその他財産権は、全て需給調整事業課に帰属する。

（禁止事項）

第6条 利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下に掲げる行為をすることはできない。

- （1） 本サービス内容の記録（録音・録画）を行う行為
- （2） 需給調整事業課または第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等その他の一切の知的財産権を侵害する行為
- （3） 他の利用者に不快感を与える行為
- （4） 他人の信用若しくは名誉を棄損し、または他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
- （5） 本サービスの提供または他の利用者による本サービスの利用を妨害し、若しくはそれらに支障をきたす行為
- （6） 法令または公序良俗に反する行為
- （7） その他、需給調整事業課が不適切と判断する行為

（免責）

第7条 需給調整事業課は、本サービスに不具合、通信障害等の瑕疵がないこと及び本サービスが中断なく稼働することに対する保証はしない。また、特定の目的に対する適応性、知的財産権その他の権利の侵害等に対しても保証しない。需給調整事業課は、本サービスにいかなる不備があっても、それを回復・訂正等する義務を負わない。

- 2 需給調整事業課は、利用者が本サービスを利用するためにインターネットに接続及びアカウント作成等について生じたトラブル、または利用できなかったことによって損害、トラブル等が生じた場合であってもいかなる責任も負わない。
- 3 需給調整事業課は、以下に掲げる場合（利用者の情報の消失、棄損等を含むがこれらに限定されない。）において、利用者に生じる損害やトラブルに関して、その原因如何を問わず、いかなる責任も負わない。
 - （１） 需給調整事業課が本サービスを変更、または本サービスの利用を中止した場合。
 - （２） 本サービスの利用により、利用者の端末、OS、ブラウザ、各種ソフトウェア、その他付属機器に不具合が生じ、または利用者のデータが消失、棄損等した場合。
 - （３） 本サービスにおいて、利用者同士または利用者と第三者の間で法令または公序良俗に反する行為、名誉棄損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷等が生じた場合。
- 4 需給調整事業課は、本サービスを利用して確認できる情報等について、明示または黙示を問わず、その正確性、完全性、最新性、及びその品質等について保証しない。

また、需給調整事業課は、本サービス利用上で表示される情報等及びその変更、更新等に関連して、利用者に生じた一切の損害、トラブルに関して責任も負わない。
- 5 本サービスにおいて、利用者が投稿したコメント、WEB通信上の発言等の情報が本規約に定める事項の一つにでも違反した場合、需給調整事業課は、第7条第2項の定めに従って本サービスの利用を中止させる場合があるが、それによって生じた一切の損害に関していかなる責任も負わない。
- 6 需給調整事業課は、本サービス利用に係るオンラインサービスの仕様に関する質問には一切答えない。
- 7 天変地異、ネットワーク上の障害、通常講ずべき対策では防止できない第三者からの攻撃、その他、需給調整事業課の責によらない事由によって本サービスの運営が遅延または中止された場合、これによって利用者に発生した一切の損害について、需給調整事業課は責任を負わない。

（サービスの中止）

第8条 需給調整事業課が必要と認める場合、需給調整事業課は何ら周知を行うことなく、本サービスの機能の全部または一部を中止または終了することがある。

なお、当該中止または終了により利用者に損害が生じた場合であっても、需給調整事業課はいかなる責任も負わない。

- 2 利用者が本規約に定める事項のうち、一つでも違反した場合、需給調整事業課は通知等を行うことなく当該利用者との間において本規約を解約し、当該利用者に本サービスの利用を中止させることができる。

(本規約の変更)

第9条 需給調整事業課は、利用者の承諾なしに、本規約を変更することができるものとする。本規約の変更後に本サービスを利用した場合、利用者は当該変更について同意したものとみなす。

(損害賠償)

第10条 利用者が本規約に違反した結果、需給調整事業課が損害を被った場合、その損害は利用者が負担するものとする。

(法令等の遵守)

第11条 利用者は本サービスの利用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第12条 本規約に関する準拠法は日本法とする。また、本規約または本サービスに関連して需給調整事業課と利用者間で紛争が生じた場合、広島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は令和4年11月18日より施行するものとする。

広島労働局職業安定部需給調整事業課長